

=====**第8章 税の控除・減免**=====

税制上の特別措置

所得税・住民税の控除

対象者 本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族に心身の障がいがある場合は、所得税及び住民税(市民税・県民税)において、次の額の所得控除が受けられます。
また、住民税については、本人の前年の合計所得金額が125万円以下である場合は、非課税となります。

内 容

種類	条件等	控除の額
所得税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	27万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	40万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	75万円
住民税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	26万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	30万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	53万円
	本人の前年の合計所得金額が125万円以下である場合は非課税	

- ※1 表中の「障がい者」とは、身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方が該当となります。
- ※2 「特別障がい者」とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方が該当となります。
- ※ いずれも税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。

医療費の控除

◇おむつに係る費用の医療費控除

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態で、その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要であると認められた場合、医師が「おむつ使用証明書」を発行します。この場合、紙おむつの購入費用及び貸しおむつの賃借料については、確定申告(住民税申告)の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

◇ストマ用装具に係る費用の医療費控除

人工肛門のストマ(排せつ孔)又は尿路変向(更)のストマを持つ方の使用しているストマ用装具については、継続してストマケアに係る治療を受ける必要があり、その治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要であると認められた場合、医師が「ストマ用装具使用証明書」を発行します。この場合、ストマ用装具に係る費用については、確定申告(住民税申告)の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

《所得税についての窓口》

春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼2-12-1

TEL 048-733-2111

《住民税についての窓口》

久喜市役所 市民税課 市民税第1係 TEL 22-1111

相続税の控除・非課税

◇控除

対象者 相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障がいのある場合は、次の額の控除が受けられます。

内 容

障がいの程度	控除の額
①身体障害者手帳1級、2級 ②療育手帳A、A ③精神障害者保健福祉手帳1級	85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
④身体障害者手帳3～6級 ⑤療育手帳B、C ⑥精神障害者保健福祉手帳2級、3級	85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除

※ ①～⑥以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

◇非課税

内 容 心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金の受給権を相続により取得した場合には、その受給権は非課税となります。

《窓口》 春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼2-12-1

TEL 048-733-2111

贈与税の非課税

内 容 特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合、「障害者非課税信託申告書」を提出することにより、特別障害者(前頁「相続税の控除・非課税」の表、左欄の①②③などの方)は6,000万円を限度として非課税となり、精神に障がいのある障がい者(前頁「相続税の控除・非課税」の表、左欄の⑥などの方)は3,000万円を限度に非課税となります。

《窓口》・春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111
・各信託銀行

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

内 容 地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除く)については、所得税は非課税となります。また、この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得した際も、相続税や贈与税はかかりません。

《窓口》 春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

消費税の非課税

内 容 義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすなどの身体障がい者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれらの一定の身体障がい者用物品の修理が非課税となります。なお、非課税となる身体障がい者用物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

《窓口》 春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

個人事業税の非課税

内 容 両眼の視力が0.06以下の視覚障がいのある方が、はり、きゅう、マッサージ、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

《窓口》 春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

利子等の非課税

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

内 容 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の非課税制度(マル優)	預貯金(郵便貯金を含む)、 合同運用信託、特定公募公社債等運用 信託、一定の有価証券	350万円
少額公債の非課税制度(特別マル優)	国債、地方債	350万円

《窓口》 各金融機関等

自動車税・自動車取得税の減免

- 対象者** (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方(各手帳を申請中の方も仮申請ができます)
(2) (1)に該当する方と生計を一にする方
- 内容** (1)、(2)に該当する方が取得又は所有する自動車で、(1)、(2)に該当する方又は(1)に該当する方を常時介護する方※で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、一人につき一台まで自動車取得税及び自動車税が減免されます。自動車税の減免は上限額45,000円です(グリーン化税制により15%重課となっている自動車の場合は51,700円)。なお、納期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割りで減免となります。
- ※ 常時介護する方とは、減免の対象となる障がい者本人が所有(取得)する自動車を、継続して日常的に運転している又は運転する見込みのある方です。

《窓口》 ・自動車税事務所 春日部支所

〒344-0042 春日部市増戸752-5

TEL 048-763-4111 FAX 048-760-1207

・春日部県税事務所(年度途中で新たに取得した自動車を除く)

〒344-8555 春日部市大沼1-76

TEL 048-737-2110 FAX 048-737-2131

軽自動車税の減免

- 対象者** (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方
(2) (1)に該当する方と生計を一にする方
- 内容** (1)、(2)に該当する方が取得又は所有する軽自動車で、(1)、(2)に該当する方又は(1)に該当する方を常時介護する方※で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者等の通院、通学、通所又は生業のために使用される軽自動車について、毎年納期限までに申請することにより、一人につき一台まで軽自動車税が減免されます。ただし、同一の対象者で普通自動車の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
- ※ 常時介護する方とは、減免の対象となる障がい者本人が所有(取得)する自動車を、継続して日常的に運転している又は運転する見込みのある方です。

減免対象者

手帳又は障がいの区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級～3級及び5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級～3級及び4級の1(4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12)	
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
	平衡機能	3級	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級～6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 移動	1級、2級 1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級～3級
	肝臓機能		
戦傷病者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい 特別項症から第4項症までの各項症 ・音声機能又は言語機能の障がい 特別項症から第2項症までの各項症 (こう頭が摘出された場合に限る) ・上肢不自由 特別項症から第3項症までの各項症 ・下肢不自由、体幹不自由 特別項症から第6項症までの各項症 又は第1款症から第3款症までの各款症 ・心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓の機能障がい 特別項症から第3項症までの各項症 ・ぼうこう又は直腸の機能障がい 特別項症から第3項症までの各項症 		
療育手帳	①又はA		
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方		

※ 障がい名が「左半身不随」のような場合は、障がいの区分ごとの等級(上肢〇級、下肢〇級)により判定します。

《窓口》 久喜市役所 市民税課 諸税係 TEL 22-1111

菖蒲総合支所 菖蒲戸籍市民係
栗橋総合支所 栗橋戸籍市民係
鷺宮総合支所 鷺宮戸籍市民係

※詳しくは市民税課諸税係までお問い合わせください。申請書類は各総合支所各戸籍市民係でも受け付けます。

固定資産税の減額(住宅のバリアフリー改修)

- 対象者** 次のいずれかの方が居住している家屋のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋にかかる固定資産税の減額を受けることができます。
- ・65歳以上の方
 - ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・障がいのある方
- 内容**
- ・新築から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)
 - ・床面積が50㎡以上280㎡以下(区分所有家屋の場合は、当該専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下)
- ※ 区分所有家屋を含みますが、専有部分の工事を対象とします。
※ 併用住宅などの場合、住宅部分の面積が2分の1以上であること。
- 対象工事** 下記バリアフリー改修工事等で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える工事
- ・通路又は出入り口の拡幅
 - ・手すりの取り付け
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・床の段差の解消
 - ・浴室や便所の改良
 - ・出入り口の戸の改良
 - ・床表面の滑り止め化
- 減額内容** 当該家屋の床面積100㎡分までを限度とし、翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

《窓口》 久喜市役所 資産税課 家屋係 TEL 22-1111